

事務連絡
平成27年12月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）及び関係法令に基づき、平成28年1月から、個人番号の利用が開始されます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成27年厚生労働省令第150号）により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条及び第37条の2に基づく医療費公費負担の申請書に個人番号を記載することとなります。当該申請書が医療機関を経由して保健所に提出される場合の取扱いについては、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、以下のとおり留意事項をまとめましたので、貴職におかれましては、これを御了知の上、医療機関等の関係機関に周知方よろしくお願ひします。

記

第1 感染症法上の公費負担申請の流れについて（参考資料「公費負担申請書の医療機関における取扱いについて」参照。）

1. 感染症法第37条の入院患者の場合

医療機関が申請書に係る手続きを本人に代わって行う場合は、「施設等における特定個人情報の取扱いについて」（平成27年12月17日付別添事務連絡）に則つて、以下のように取り扱うこと。

（1）医療機関が代理申請を行う場合

番号制度では、代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、行政手続の申請を行い、特定個人情報を提供することが認められており（番号法第19条第3号）、申請の手続において、個人番号利用事務等実施者による①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を行うことが必要とされている（番号

法施行令第12条第2項)。

医療機関の職員が、代理権の授与を受けて、利用者本人に代わって行政手続に係る申請の代理を行う場合は、この①～③の手続が円滑に行われるよう、別紙（「II. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合」）を参考に適切に申請の手続を行うこと。

- (2) 医療機関が申請の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合
ア 医療機関が申請書の作成及び提出を代行する場合

この場合は、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者等が申請書を作成することができない場合であるため、医療機関は、個人番号以外の部分を記入した申請書を作成し、個人番号の記載をしないまま、当該申請書を保健所に提出して差し支えないこと。

- イ 医療機関が申請書の提出のみを代行する場合

患者は、個人番号を見えない状態にして（※）申請書を医療機関に提出し、医療機関は個人番号を見ることのないよう留意して当該申請書を保健所に提出すること。

ただし、結核患者で、診断書の提出が必要な場合は、2. の(2)又は(3)の方法をとること。

（※）申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

2. 感染症法第37条の2の結核患者の場合

以下の三つのいずれかの方法で提出すること。

- (1) 患者が直接保健所に提出する方法

医療機関が診断書を作成の上患者に渡し、患者が申請書と当該診断書を合わせて直接保健所に提出する方法。

- (2) 別々の申請書と診断書をどちらも医療機関が保健所に提出する方法

患者は、個人番号を見えない状態にして（※）申請書を医療機関に提出し、医療機関は個人番号を見ることのないよう留意して、当該申請書と診断書を合わせて保健所に提出する方法。

（※）申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

- (3) 診断書と一体となった申請書を医療機関が保健所に提出する方法

この場合、医療機関の職員が直接個人番号を見ることのないよう、以下のような方法をとること。

ア 医療機関が申請書の診断書部分を作成の上患者に渡し、患者は当該申請書に個人番号を記入した上で、それを封筒に入れて医療機関に提出し、医療機関が当該申請書を保健所に提出する方法。

イ 患者は、個人番号欄にシールを貼る等して個人番号が見えない状態にした申請書を医療機関に提出し、医療機関は、当該申請書の診断書部分の記入をした上で、当該申請書を保健所に提出する方法。

第2 医療機関における申請書の保管について

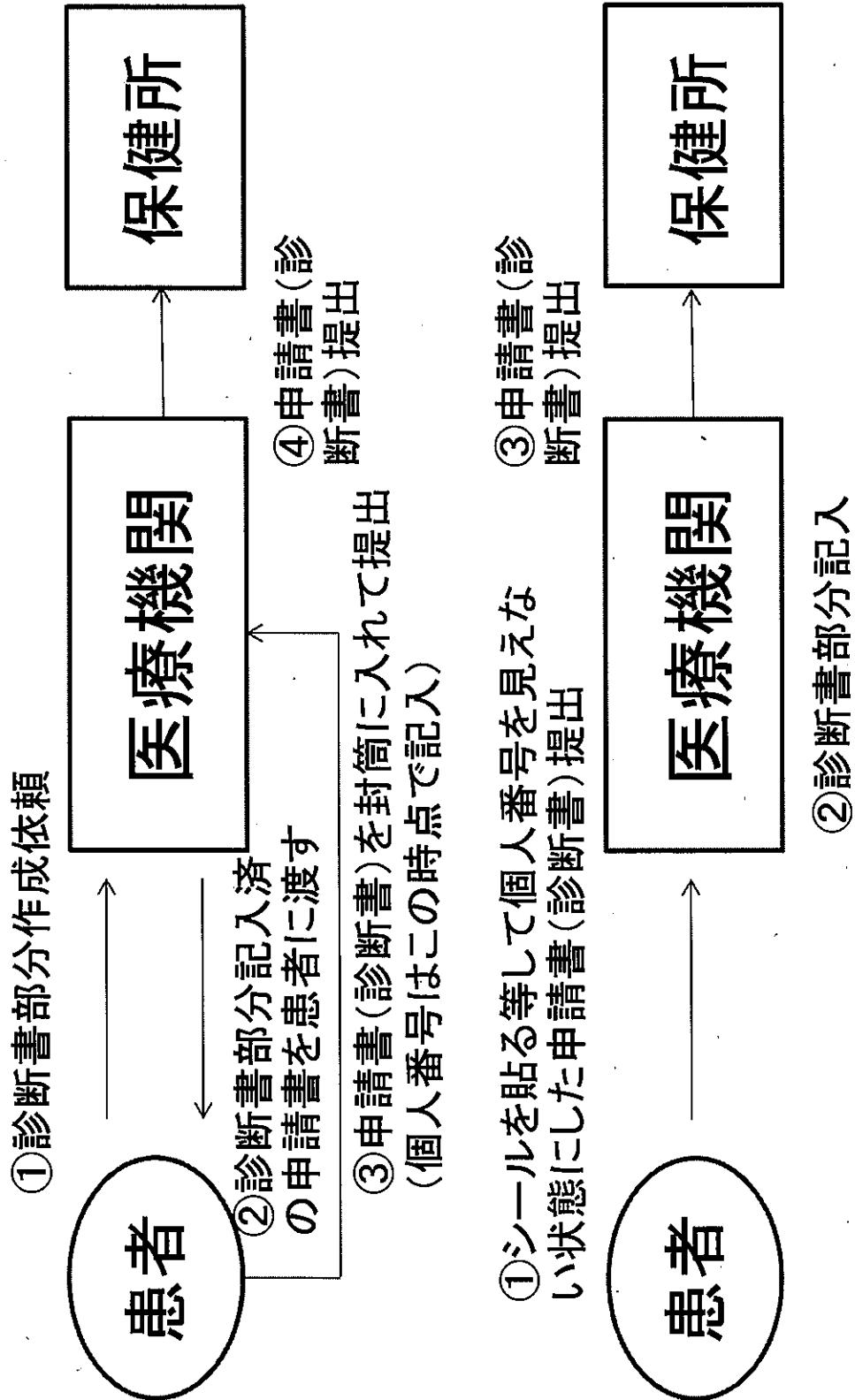
医療機関においては、原則、個人番号の記載のある書類については保管しないこととするが、患者から提出された申請書の写しを取って保管する必要がある場合は、個人番号を削除又は復元できない程度にマスキング（黒塗りして見えなくすること）等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管すること。

第3 FAXでの申請書の送信について

医療機関が申請書をFAXで送信する場合、個人番号を削除又は復元できない程度にマスキング（黒塗りして見えなくすること）等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、送信すること。

公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

(3) 診断書と一緒にした申請書を医療機関が保健所に提出する方法



本人確認の措置

【1. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

番号確認	
① 個人番号カード [法16]	① 個人番号カード [法16]
② 通知カード [法16]	② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 [則1①、則2①]
③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 [令12①]	③ 官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの） [則1②、則2②]
対面・郵送 [注1]	④ ①から③までが困難であると認められる場合 [則3①] ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者） イ 住民基本台帳の確認（市町村長） ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これらに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの） ※ 個人番号利用事務等実施者が発行等する書類などを想定。

【II. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

番号確認	
代理権の確認	① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 [則7①-1] ② 官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの） [則7①-2] ③ 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類で、あつて個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（ⅰ 商号又は名称、ⅱ 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの） [則7②]
代理権の確認	① 法定代理人（注2）の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 [則6①-1] ② 任意代理人の場合には、委任状 [則6①-2] ③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号関係事務実施者から本人に対し一回限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類 [則6①-3] ※ 本人の健康保険証などを想定。
対面・郵送 [注1]	④ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者が適当と認めるもの（ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの） [則9④] ※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを想定。

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

(注2) 法定代理人には、成年後見人等を想定